

座間殺害「死刑」

座間事件の被害者9人

神奈川県
厚木市
女性(21)

群馬県
邑楽町
女性(15)

神奈川県
横須賀市
男性(20)

埼玉県
所沢市
女性(19)

埼玉県
春日部市
女性(26)

本県の女子
高生(17)

さいたま市
女性(17)

横浜市
女性(25)

東京都
八王子市
女性(23)

※年齢はいずれも当時

パソコンの資格取得や正社員を目指していた。貯金もし、自立しようとしていた

デザイン関係の仕事に就くのが夢。事件後に好きなバンドのライブに行く予定があった

バンド活動をしており、寝る間を惜しんで練習していた。音楽での成功を目指していた

中学時代の目標は教師になること。事件翌年に成人式があり、振り袖を選んでいた

訪問看護サポートを受けながら1人暮らし。事件当時6歳の娘のことを第一に考えていた

保健室の先生になり、悩んでいる生徒を励ますのが目標だった

バイクの免許を取りたい、漫画や小説を書いてみたい、猫を飼いたいなど多くの希望があった

自立に向け、コンビニでのアルバイトが長続きしていた。パソコンの資格取得にも意欲

事件前に1人暮らしを始めた。家計簿をつけ、兄に支えながら自立を目指していた

本県の女子高生ら9人

神奈川県座間市のアパートで2017年、本県の女子高生――当時(17)――ら男女

9人の切断遺体が見つかって事件の裁判員裁判で、東京地裁立川支部(矢野直邦裁判長)は15日、強盗強制性交殺人などの罪に問われた無職白石隆浩被告(30)に求刑通り死刑判決を言い渡した。被害者9人全員について、殺害の承諾がなかつたと認定した。

自殺願望を抱え、ツイッターに「死にたい」と書き込むなどした若者が狙われ、約2カ月間に相次いで犠牲になった事件。被害者が殺害を承諾していたかどうかが最大の争点だった。

被告は、公判で起訴内容を認め「全員に承諾はなかつた」と供述。死刑でも控訴しない意向を示した。

検察側は、被害者が失神するまで抵抗を続けたといふ。被告の供述は信用できるとして、承諾はなく、単なる殺人だ」と指摘。刑事责任能力にも問題はないとした。

弁護側は、「被害者はツイッターで被告と自殺についてやりとりし、死ぬために会いに行つた。自殺の準備として薬や酒を服用した」として、承諾殺人罪の成立を主張。「被告は真実を語っていない」と反論した。

刑事责任能力も争い、精神障害がないとする起訴前の鑑定結果を疑問視した。

起訴状によると、座間市の自宅アパートで17年8月~10月、女性8人に性的暴行した上、男性1人を加えて殺害し、現金数百万円を奪つたとしている。

東京地裁
立川支部

「承諾なかつた」

白石被告に判決



白石隆浩被告
(ツイッターから)

Q 承諾殺人罪　被害者の同意を得て殺害した場合に適用される。被害者の依頼を受けて殺害する嘱託殺人や自殺を唆す自殺教唆、自殺を手助けする自殺幇助と同じく、刑法202条で規定されている。法定刑は6年以上7年以下。の懲役または禁錮となり、殺人罪の上限の死刑に比べ軽い。強盗強制性交殺人などの罪に問われた白石隆浩被告は、9人の被害者全員に対する承諾殺人罪が認められた場合、併合罪の規定を適用しても刑の上限が懲役10年6月だった。